

松山圏域活性化戦略会議 規約

(名称及び目的)

第1条 この会議は、松山圏域活性化戦略会議（以下「戦略会議」という。）と称し、松山圏域（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町及び砥部町の区域をいう。以下同じ。）の産学官民が経済、福祉等の幅広い分野で連携することにより、圏域住民の暮らしと経済を守るとともに、圏域の一体的かつ持続的な発展を図り、もって魅力ある都市圏を形成することを目的とする。

(内容)

第2条 戦略会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について調査し、検討し、及び実施するものとする。

- (1) 松山圏域の都市圏ビジョンの策定に関すること。
- (2) 松山圏域の都市圏ビジョンの推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 戦略会議は、次に掲げる関係団体の構成員を委員として組織する。

- (1) 松山圏域連携協議会
- (2) 戦略会議の目的及び活動の趣旨に賛同する団体等

2 戦略会議の委員は、関係団体から選出された者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 戦略会議に会長及び副会長1人を置き、会長は松山市長をもって充て、副会長は委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、戦略会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(戦略会議)

第5条 戦略会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 戦略会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、戦略会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 戦略会議は、公開する。ただし、会長が必要と認めるときは、戦略会議に諮って非公開とすることができる。

(専門委員会)

第6条 戦略会議は、特定の分野に関する調査研究及び事業の推進の検討を行うため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、松山圏域に存する市町、経済団体、大学、金融機関、医療関係団体、福祉関係団体、観光関係団体、民間団体等の職員その他の構成員を委員として構成する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、専門委員会の委員のうちから会長が指名する。
- 4 専門委員会の招集は、委員長が行うものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門委員会の委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 戦略会議の事務局は、松山市総合政策部企画戦略課に置く。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、会長が戦略会議に諮って定めるものとする。

付 則

この規約は、平成27年8月28日から施行する。